

第 33 期東京都青少年問題協議会  
第 5 回専門部会

令和 5 年 6 月 28 日（水）

都庁第一本庁舎 34 階

34A 会議室

○治安対策担当部長 定刻をやや遅れてしまいましたが、ただ今から第 33 期東京都青少年問題協議会第 5 回専門部会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

皆さま方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日でございますが、金子委員、杉浦委員、田村委員、山本委員はオンライン参加となっております。また、大滝委員につきましては、遅れての参加となる予定でございますのでご承知おきください。

本協議会は、全て公開となっております、議事録につきましても同様の扱いとなりますのでご承知おきください。

それでは、事前にメール等で配布させていただいております本日の資料についてご確認をお願いします。まず、次第でございます。次に、第 33 期東京都青少年問題協議会答申素案及び本専門部会名簿となります。不足等ございましたらお知らせいただければと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、以降、司会を部会長でございます土井委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○土井部会長 おはようございます。では、早速始めたいと思います。この専門部会としては、この後、拡大専門部会は残っておりますが、このメンバーでの専門部会は今日が最終回ということになります。これまで 4 回にわたりましてさまざまな事項につきまして議論をしてまいりました。委員の皆さまからは、いろいろ意見を賜りまして、それを私と、それから事務局のほうでいろいろ擦り合わせをさせていただいて、答申の素案という形でまとめさせていただいております。あらかじめ委員の皆さま方にはお送りをしているところではありますけども、今日は最終回ですので、ここで最終的な内容の確認をさせていただければと思っております。

まず、最初に、事務局から素案につきまして説明、ご報告をお願いいたします。

○都民安全課長 はい、事務局でございます。それでは、オンラインの方は画面をご覧くださいながら、こちらにおられる方々はお手元の資料をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

まず、素案の説明に移る前に、審議経過について若干ご説明をしたいと思います。

本年4月23日に開催いたしました第1回総会におかれまして、小池知事から犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援に係る諮問をいただきまして、これまで専門部会で審議を進めてまいりました。1月の第1回の専門部会では、各委員から今回のテーマについて意見表明をいただきました。その後、事務局から現在のト一横の状況につきましてご説明をさせていただき、意見交換を行ったところでございます。

2月の第2回につきましては、犯罪被害リスクを抱える青少年の対策ということで、青少年に関する対策について議論をさせていただきました。公益社団法人日本駆け込み寺様から現状についてご講演いただくとともに、事務局から関係機関のヒアリング結果を発表させていただき、意見交換をさせていただいた次第であります。

4月の3回は、引き続き青少年対策でございまして、SNSをきっかけに集まる方々が多いということで、都のSNSに関する施策を発表させていただくとともに、民間事業者の取組に関しまして金子委員から発表いただき、意見交換をした次第でございまして。

そして、5月の第4回では、警視庁の中田様から繁華街における青少年の滞留の実態に関して発表をいただき、加害者となり得る大人等に対する対策ですとか、被害場所となり得る業界への対策に関し、各個別の施策に関して意見交換を行わせていただいた次第でございまして。以上がこれまでの審議経過でございまして。

続きまして、答申素案に関してご説明をさせていただきます。

1ページ目は表紙でございまして、続きまして2ページ目が目次となっております。全体像につきましては、「はじめに」、「現状」、「現在取られている主な対策」、そして、「課題と解決の方向性」と「今後講ずべき対策」さらに、「おわりに」となっております。

では、1ページをご覧ください。「はじめに」についてでございます。こちらについて、本協議会の検討を開始したきっかけですとか、どのような視点で議論を進めてきたのかといったことに関してまとめさせていただいているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。ここからは、第1、「現状」についてでございます。この1では、「ト一横」の青少年が集結していることですとか、その青少年が悪意ある大人によって被害に遭っていること、さらに、一部の青少年がホテルとかネットカフェ等に泊まり、犯罪被害等に遭っているという現状に関して記載させていただいているところでございます。次のページ、お願いします。

3 ページに移りまして、2 に関しては、青少年の来訪の背景ということになります。これも関係機関からのヒアリングを行った結果でございますけれども、虐待やいじめといったもの以外に、記載があるように刺激、非日常感、興味本位、友人との付き合い等、さまざまな理由があるということが判明しておりますし、そうした理由は1つだけではなくて複数絡み合っていたり、あるいは、居場所を求めて来たりと、そういった背景があるということが記載しております。

続きまして、同じページの3 ページから4 ページにかけてでございますけれども、青少年の来訪のきっかけでございます。こちらに関しては、我々が行ったスマホの調査の結果も引用させていただきながら、SNS やインターネットがきっかけとなり青少年が来訪しているといったことを記載させていただいております。

次に5 ページですが、第2、現在取られている主な対策といったところでございます。こちらに関しましては、東京都、警視庁、新宿区、民間団体の取組をそれぞれ記載させていただいているところです。東京都では、ターゲティング広告を使った啓発ですとか、あるいは、リーフレットの作成、福祉保健局に関しては、若年被害女性等支援事業、児童相談所の対応を記載しております。

次のページでは、警視庁、新宿区、民間団体の取組ですが、警視庁においては、ニュースでもございますが一斉補導を行ってありましたり、あるいは、悪い大人に関して取締りを行ってあり、さらに啓発を行ってございます。

新宿区に関しましては、記載がありますとおり、警備業者に委託をして見回り等を行うということをしておりますし、民間団体、こちら複数の団体ございますけれども、例えば公益社団法人の日本駆け込み寺様におかれましては、そちらに記載の青少年の相談対応等を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。

ここからは第3で、これまでの課題と方向性に関して記載をさせていただいております。1 でございますが、「ト一横」に被害等のリスクを抱える青少年が集まることに関して記載をしております。やはり各種啓発によっても、なお危険性を認識できないなど、犯罪被害等のリスクが高い青少年が「ト一横」に集まっている、こうした現状に鑑みまして、本人のリテラシーを高めたり、あるいは悩みをいろいろ抱えてございますので、その悩みを解消するために関係団体等と連携をして相談対応をしたりする、また、青少年本

人に届く啓発を行う、あるいは関係機関の連携を行うべきではないかと、こうしたことが記載してございます。

続きまして、2でございます。こちらは、加害者となり得る大人が青少年の周りに存在していることに関してですが、この悪意のある大人に関しましては、確信的に青少年に加害行為を行おうとする者、そして、確信的ではないですけれども機会があれば青少年の弱みに乗じる者というところに大きく二分されまして、それぞれ警告ですとか啓発等を行うと記載があります。もちろん、悪質な者は取締りを行うことが必要ではないかというところも記載しております。

3でございますが、被害場所等となり得る空間が存在していることについてです。こちらに関しましては、当然、一部ではございますけれども、中には青少年がホテル等の個室空間にも入り込んでしまっていて、そこで犯罪被害等が生じている、あるいは、そこが拠点となって青少年が「ト一横」に長期滞在をしていると、そうしたことがございますので、早期の実態把握ですとか啓発が必要である旨記載してございます。

この第3に関しましては、第2で実際の現状について記載しておりますが、そこと対になるような形で青少年、大人、そして空間という柱を立てていただいたものと承知しております。

次のページでございます。

第4でございますが、都として、第2、第3を踏まえて、喫緊に取るべき対策ということについて記載してあります。1が青少年への対策ということでございますが、(1)が一步踏み込んだ実態把握の実施ということで、(2)にもつながる話ではございますが、青少年が気軽に來ることができるよう相談窓口等の構築が必要ではないかと記載があります。そうした窓口で実態を把握する、あるいは、SNS上でオープンになっていて誰でも見ることができるよう青少年の投稿、そういったものに関して観察をして実態を分析すると、こうしたことが考えられるのではないかとということを書いてございます。

(2)に関しましては、青少年が気軽に來ることができるよう相談窓口等の構築ということでございまして、本人のリテラシーを向上させるとともに、彼らの悩みを、その一人一人のニーズに応じて官民間問わず必要な関係機関にリファーすると、紹介すると、そういったことをできないかという内容を記載いただいているところでございます。

続きまして、(3)でございまして、(3)でございまして、(3)でございまして、(3)でございまして、「ト一横」を巡る関係機関間の相互の連携

ということですが、第2段落に記載がありますとおり、都や警視庁、新宿区、地元商店街組合等が連携を図って、それぞれの情報を共有するなどして対策をしてはどうかという記載をいただいたところでございます。

(4)に関しましては、ターゲティング啓発等の充実強化ということで、都が行っているターゲティング広告を用いた啓発に関して強化をしたり、あるいは、それ以外に関しましても SNS 事業者等と連携をして、青少年に届くような啓発を行ったりすべきではないかという記載をいただいているところでございます。

(5)でございます。スクロールをお願いします。

(5)は青少年の保護者への支援ということで、青少年に対策を講じる際には、その保護者についても悩みを抱えている方々がおりますので、そういった方に関しての対策も必要であろうという記載がございます。

続きまして、2でございますが、悪意ある大人へ対する対策ということでございますが、(1)はターゲティング啓発等の充実強化です。先ほどの青少年の話とも関わりますが、ターゲティング広告型の啓発に関して、より一層大人に何かしらつながるような、より響くような啓発ができないか、あるいは、一般の啓発に関しましても、警視庁等の関係機関の意見も賜りながら、SNS事業者等も連携をして、何かしら新しい啓発をしていけないかということに記載してございます。

(2)に関しましては、第1段落に記載のとおり、実際、こういった加害行為を行おうとする者に関しましては、実際に「ト一横」に足を運ぶことがございますので、視覚、聴覚の両面から何かしら警告メッセージを発することができないか、そうした点について記載させていただいているところでございます。

3でございますが、被害場所等となり得る空間への対策です。こちら、ホテル、ネットカフェ等への青少年の宿泊に関する実態把握ということでございます。やはり青少年がホテル等に宿泊をしているということについては、警視庁等の関係機関から聞いているところではございますが、実際、今、どの程度宿泊をしているのか等についてなかなか判明していないところがございます。なので、関係機関とも連携しながら、実態の把握が大切という考えの下、そうした記載をしていただいているものと承知をしております。

(2)でございますが、実態把握を踏まえた啓発を行うことが重要であり、そのような記載をいただいているものと承知をしております。

最後でございますが、結びのおわりにというところでございますが、こういった対策に関しまして、やはり待ったなしの状況でございます。もちろん実態解明を進めて、それを踏まえた対策を講じることも重要ではございますが、やはり今できる対策をここにまとめておりますので、それをしっかり進めてほしいということが記載してあるものと承知しております。

また、やはり喫緊の対策ということで、どうしても対症療法に過ぎないという限界があることも認識をしていると記載があります。ただ、その背後にある虐待ですとか、いじめといった本質的なところに、やはり対策をしていくためにも、こういった今回の対策に関して関係機関としっかり共有して、今後も連携をして進めていくべきであり、そうした記載もございます。また、ト一横には東京都以外からも人が来ておりますので、そういった機関の方々に関しましては連携を取ることが必要でないかと、そういったことについて記載をさせていただいていると承知しております。

ちょっと、若干、早口になりましたが、事務局からの素案に関する報告は以上でございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。今ご説明いただきましたように、この答申は4つのパートから出来上がっておりまして、第1が現状の説明ですね。第2が、その現状に対してこれまで取られてきた対策ですね。

第3のパートでは、その対策に対して私たちがどういう課題を見いだしたのかということの整理をしているところであります。

第4で、では、その課題に対して私たちがどのような提言ができるのかというところですね。それをまとめたものが第4になります。

従って、この答申の中心点は、第4ということになるかと思えます。

今、事務局からご説明をいただいたのですが、この答申の素案を作るに当たりまして、ちょっと事務局と擦り合わせをさせていただく中で、私から2つほど補足をさせていただきたいと思えます。

皆さま方から4回にわたる検討の中でいただいたご意見は、網羅的にほぼ盛り込んでいると思えますけれども、2点お話をさせていただきます。

1点目は、9ページのところです。重要な対策、我々からの提言のところなんですが、下から3行目のところなんです。「相談窓口の体制を構築すべき」という提案のところ

に、「従来の支援活動に捉われない」という文言を最終バージョンでは、加えていると思います。

相談窓口を充実させるに当たって、従来からいろんな支援活動はあるわけですが、それで代替させる形で、言葉が悪いですがお茶を濁したらまずいので、そういう従来の支援活動にはとらわれない、場合によっては新たなものといいたいまいしょうかね、そういうものを考えないといけないであろうということで、ここに「従来の支援活動には捉われない」という文言をまず一つ加えてはどうかということが最終確認です。

それから、もう1点は、その下のところなのですが、その続きです。「また、そこには意図をせずして被害に遭ってしまい、それを誰にも相談、誰にも話せず、孤立感を深めている青少年」、次のページですね、「青少年を受け止める相談も含まれるべきである」という1点です。

実は、この点については、この会議では、これまで議論をしてきておりませんでした。私たちのこれまでの問題関心は、やはり予防ですよね。事前にどうやって被害を防ぐのかという、予防のところに中心が置かれて議論をしてきたわけです。なんです、実は、最後に、これは春野委員からのご提案がありまして、実は、被害に遭っている子どもたちもいるので、その子どもたちに対する相談とか支援も、これは緊急に必要ではないだろうかというご提案がありました。おっしゃっていただいたことを踏まえまして、確かに、言われてみればそのとおりで、私たちは予防のところにずっと重点を置いてきたので、現に意図せずして被害に遭ってしまった子どもたちをどう救うのかという問題については、ちょっと視点が落ちていました。そこで、これをぜひ付け加えさせていただきたいと思ひまして、その一文をここに加えているという次第であります。

以上の2点をまず補足をさせていただきたいと思ひます。

今日は最後で、しかも時間が1時間、12時までというふうに限られておりますので、コンパクトにといいたいまいしょうか、要点を踏まえて話を進めさせていただきたいと思ひますが、同時に、今日はこのメンバーでは最後の会議になりますので、委員の皆さま方からお一言ずつコメント、確認をいただきまして、それから最終的なフリーディスカッションに入ることができればと思ひております。

今日は、半数がオンラインで半数がこちらということですので、まず、簡単にお一言ずつコメントを賜ればと思ひます。



では、まず、会場から行きたいと思いますので、小西委員のほうからでよろしいでしょうか。

○小西委員 はい、ありがとうございます。まず、これまで4回、今回5回ですけども、専門部会で議論が重ねられて、それをまとめられる形になったということで、土井部会長や事務局におかれましては、取りまとめにご苦労されたものと思います。誠にありがとうございました。

この専門部会のヒアリングや、この議論を通じて、一定の方向性が形として見えてきたなと思います。そこで、自分としては、一種のハーム・リダクションですか、安全に過ごせるように、来ないようにではなくて安全に過ごせるようにというような方向性、また、相談できる居場所づくりや、リテラシー支援というものを都としても行っていくという方向性は、非常にいいのではないかなと思っております。

その中でも、また、今後も当事者性というのですかね、来る子ども・若者の視点というものも踏まえた形での取組が重要であろうと感じています。

今後の方向性としては、今言ったことにも関わりますが、実態の把握がまだ不十分なところもあるとも書かれています。やはり今後も民間団体等とも連携を図りながら、詳細・正確な実態把握の下で施策を展開していただければと思います。

また、一定期間経過後に施策の効果がどれくらいあったのかということの振り返り、効果検証も求められてくると、現在、行政においては特に求められていると思います。

この「ト一横」などの繁華街には、子ども・若者が居場所を求めてやってくるのと、背景としてやっぱり虐待とか家庭の不和、学校での友人関係、いじめなどがあるということが今回の協議会での、部会でもいろいろと明らかになったかと思います。家庭にも学校にも居場所がなかなかないという、そうした根本にある家庭や学校の抱えている問題についても、今後、解決に向けて、これは教育担当部局とか、福祉、児童福祉担当部局が関わることにものなると思いますけれども、都や市区町村で取り組んでほしいと思います。

また、この会議の中でも少し触れたりもしたのですが、相談窓口等、従来の支援活動にとらわれない新しい支援ということになるかもしれませんが、食べ物と寝るところへのアクセスというようなところですね。これができていけば、子ども・若者も安心感が得られると思います。これは具体的な方法論的なところなので、この答申の中には特に記載

させるというようなことではないと思いますが、食事を通じて、もちろん一定の栄養価が得られ、取れるとともに、スタッフとコミュニケーションなどが取られて信頼関係が作られるような、そうした安心感を持てるような大人との関係づくりっていうところでも意味があるでしょう。また、家出とか遠方から来ている子どもも中にいるなかで、やはり安全に寝るところ、シェルターですね、そういうところも、悪意のある大人による子ども・若者の被害を防ぐという点でアクセスできることが求められているのではないかなと思います。

また、もっと広いところでは、最近はなかなか怖くて歌舞伎町に行っていないとか、靖国通りから北側はどうもちょっと躊躇するなんて声を聞いたりもします。こここのところ一時期に比べて、歌舞伎町の安全・安心感がかなり揺らいでいるようにも感じています。国際的な観光名所にもなっているこの歌舞伎町で、若者だけでなく、老若男女、国籍問わず誰でも安心して来訪できるように、大久保公園周辺の問題とか、それとも関連するとも言われているメン地下に関わる被害の課題など、引き続き、都でも今後幅広く対応を検討していただきたいと思いますと感じています。

私からは以上です。ありがとうございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

では、春野委員、お願いいたします。

○春野委員 はい、ありがとうございます。今、小西先生がおっしゃったこと、全体的に賛成です。

私は、親の立場で参加させていただき、そういう意見も少し取り入れていただきましたので良かったなとは思っています。今、子どもたちは、やっぱりものすごく生きづらい状況になっていて、経済的にも不安もありますし、戦争ですとか、コロナですとか、何か言いようのない不安に襲われているんじゃないかなと思います。例えば闇バイトですとか、私のところに来る相談にもそういうものが入ってきました。

ですので、どんなふうこれから子どもたちが自分の、そういう生きづらさを解消していこうとするのか、そのために私たちが何をしたらいいのかということは、本当にちょっと見えてこないような状態ではあります。

ただ、今回のテーマの「ト一横」に関しても、やっぱり取締りを強化するというだけでは、どんどん青少年は陰に奥に行ってしまうし、私たちが今まで経験してこな

かったような新しいスタイルが生まれてきてしまうのではないかなということもありますので、先生もおっしゃったような、子どもたちの環境全体を良くしていくことを、私たちが考えながらこれから進めていきたいなというふうに思っています。

先ほどおっしゃっていた修正部分の細かい点については、議論のところでお話しさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

では、大滝委員、お願いいたします。

○大滝委員 まずは、この貴重な機会に参加させていただきありがとうございました。私は、やっぱり青少年と同世代の年齢の立場として、寄り添うことを主として意見させていただきました。今回こちらの答申案の第4章の(4)に、ターゲティング啓発等の充実、強化の部分において、青少年に寄り添ったターゲティング広告の強化、充実が盛り込まれていて、私個人としても同世代として青少年、子ども・若者たちに寄り添った施策がこれから取られるのかなと思い、非常に意見がまとまっていると感じました。

やっぱり、今の子ども・若者たちというのは、どうしても寂しい思いをして、分かってほしい、大人たちにもっと寄り添ってほしい、そうした求めている青少年が多いような気がしているので、彼らの心情に寄り添えた対策がこれからこの方向性に基づいて取っていただけたら解決に一步近づくのではないかと考えております。ありがとうございました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

では、オンラインでご出席くださっている委員の皆さん、お願いしたいと思いますが、まず、山本委員お願いしてよろしいでしょうか。

○山本委員 はい、山本でございます。本日もオンラインで失礼いたします。

この提言を拝見いたしまして、やはりフィージブルなと申しますか、実現可能なその対策というものを具体的に提言することができたのではないかと考えております。

今後ですけれども、実際に若い人たち、若者が、特にネットの環境の中で何を見ているのかとか、何を感じているのかっていうことをやはり知っていくっていうことが重要なのではないかと思います。つい最近、こういった若い人たちの相談窓口で仕事をしている方と少し意見交換する機会があったんですけれども、やっぱりそういった悩みをいろんなところにつぶやいていたり、投稿したりすると、闇バイトの勧誘のような、そうい

った情報がわっと入ってくる。そういう意味では、非常にフィルターバブルですとか、違法ジャマーのような状況に、非常に閉鎖的な情報空間の中に閉じ込められてしまって、そちらの方向に行かざるを得ないというか、そういう偏った情報空間が形成されているのではないか、この辺も実際には実態調査をしていかなければ分からないと、正確なところは分からないと思います。ですので、今後そういったところも見ていかなければいけないのかなと思いますけれども、やはり今回の議論の中で、どういうふうに適切な情報というものを適切に届けていくのかということが議論になったと思いますので、やはり彼らがどういった情報環境の中に今いるのかどうか、実際に何を見ているのか、彼らの景色というのが何なのかということをしつかり見定めた上で、適切な情報を適切に届けるということを実行していくということが非常に重要なのではないかなと感じました。

今回そういった提言も入っていると思いますけれども、さらに先ほども議論があったように効果検証も含めて、これは実態調査をしながらということになると思いますけれども、ぜひ実践をしていただければと思います。

それから、もう先ほどから先生方からもあったように、今回のこの問題というのは、やはり非常に構造的な家庭の問題とか、あるいは学校の問題というものが根本にはある可能性がありますので、そういったところもやはり解明していかないと、いちごっこじゃないんですけれども、もぐらたたきのようなことになってしまって、結局、別の形でまた問題が現れるということになると思います。そういった根本的な問題についても関係機関とうまく連携を図りながら、やはりまた対策を検討していくということも重要なんだろうというふうに感じております。

今回の提言というのは、具体的なものができたのではないかと思いますので、今後しっかり効果を見定めながら、また次の施策を考えていくということが必要なのではないかなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

では、続きまして、田村委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○田村委員 はい、よろしくお願いたします。私は、主に子どもの相談を受けている立場で参加させていただきました。今回、まとめていただいて、この議論が、必要なことが全て網羅されている内容になっているなと思いました。本当にありがとうございます。

今回、先ほど、委員長が補足された2点、これ、すごく大事だなというふうに思ってお

聞きしていました。子どもたちの目線に寄り添ったものにならないければ子どもが支援をやっぱり受け入れてくれないというところもありますので、これは非常に重要なことだなというふうに思っています。

今回、この対策の中で、一歩踏み込んだ実態把握というのが、最初に上がっているんですけども、やっぱりここが出発点になっていくんだらうなとすごく強く感じています。

ただ、ここでいろんなことがまた明らかになってくるとは思うんです。ここが足りないとか子どもたちの心の否定的なところですね、何かそういうところが明らかになってきたときに、否定的なアプローチをするっていうよりも、肯定的に「あなたはこういうところ、いいところがある」だとか、そういう肯定的なアプローチのほうが有効だという研究結果もいろいろあったりするので、今回先ほどおっしゃった従来の支援活動にとらわれないという、そういったところにすごく期待しています。

はい、簡単ですけど以上です。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

では、続きまして、金子委員、お願いしてよろしいですか。

○金子委員 はい、ありがとうございます。

今回、この答申をおまとめいただきまして、私たちがこれまで議論してきたことが非常に広く捉えていただけて、よく一つに取るべき対策を入れていただいたというふうに考えております。

特に、やはり、これは最初からお話にも出ていたことですがけれども、ただ、いわゆる「ト一横」というエリアに来なくするというだけでは、実は問題の解決にならなくて、その周辺に逆に行ってしまうだけとか、あるいは、もっと問題が下のほうに見えなくなってしまうという結論に終わって、結局、問題の解決にならない、本当の若者の支援にならないであろうというのが誰もが分かっている中で、じゃあ何をすべきなのかというのをきちんと議論できて、それをちゃんと答申に入れていただけたことは非常にありがたいと思います。ありがとうございます。

やっぱり、子どもたちが「ト一横」に限らずでありますけれども、そういうエリアに来る子たちというのは、別に、もちろん来たいから来る子もいるんでしょうけれども、本当は子どもたち以外のステークホルダー、こういう問題に関係する人々が来なくてもいいような環境を提供できていたら恐らく来なかったであろう子どもたちもたくさん含まれ

ていると認識をしております。今回いろんな方から事案のお話も聞きまして、そのようなことをやはり再度、改めて認識をした次第でございます。

そのような時に、子どもたちだけに、いかに来なくするかというほうに議論が行ってしまうと非常に小さい、矮小化された問題として扱われてしまうところではありましたが、今回おかげさまで、本来、子どもたちというのは、その周囲のステークホルダー、保護者とか、あるいは意図的に加害者になってしまう大人たちとかもきちんと視野に入れて、そこに対策をどうするかということが大切であり、そのことをこの案に、提案に盛り込んだのを非常にうれしく考えております。

そのような形でぜひこちら、今後は本来、別に、実は来る必要のなかった子どもたちもたくさんいるはずなので、そういう子どもたちだけではなく周りのステークホルダーもきちんと視野に入れて、さらに取り組みを進めていけたらというふうに考えております。

また、追加いただきました既に期せずして被害に遭ってしまっている子どもたちに、青少年にどうやって手を差し伸べるかというところもしっかり補足ができています形になっていると思いますので、ここはぜひとも近々に出していかなければならないところだと思います。非常に直近では、やはりもう薬物、非常に深刻な、本当の犯罪行為に巻き込まれてる子どもたちがかなり出てきているので、このような形で既に被害に遭っている、あるいは犯罪に巻き込まれている子どもたちにも迅速に手を差し伸べていく必要があるのではないかと考えております。ぜひこの今回の答申（案）に基づいて活動していけるとよいのではないかと考えております。ありがとうございます。

○土井部会長 はい、どうもありがとうございます。

では、最後になりましたが杉浦委員、お願いいたします。

○杉浦委員 はい、遅くなって申し訳ありませんでした。

いろんな意見も盛り込んでいただきましたし、私のほうで非常に興味を持っておりました横の連携とか、子どもの背後とかっていう問題についても触れていただけたことが良かったと思います。初めの2のところでも、下から4分の1辺りのところ、「一層の連携を念頭に起きつつ、本協議会においてはト一横で生じている各種被害等の抑止軽減に極力焦点を絞り検討を行った」ということで、議論を行ったところ焦点は絞られてはいますけれども、連携の問題についても触れていただけたのは非常に良かったというふうに思っております。

この答申が出た後に、連携を念頭に置いただけで、また焦点が絞られただけで終わるのではなく、どう連携を図っていくかっていうところを答申を受けた実践として進めていただくということを非常に強く期待しております。

ありがとうございました。

○土井部会長 はい、どうもありがとうございます。今、総括的にご意見、コメントを賜りました。今の「ト一横」にやってくるような子どもたちをこれまで私たちもいろいろ検討してきたわけですが、今お話ありましたように、どちらかというところ、こういった子どもたちは不満を抱えているというよりは、むしろ大きな不安を抱えているということが目立つ。その不安の中には、先ほどご指摘ありましたように、一つは経済的な不安、もう一つは、居場所を巡る不安ですよね。実は、この経済格差と、それから関係格差というのが今はリンクをしてしまっているという問題があるかと思えます。そういう問題が、こういった「ト一横」の問題にも現れているのではないのかなと思えます。であるが故に、これもご指摘ありましたように、例えばこれが他の例えば先ほどお話しがあったような闇バイトのような問題ですよね。そういった問題の入り口としてもなっている危険があるのではないだろうかというご指摘もありました。

従って、問題としては、本来であるならば、これもご指摘ありましたように、私たちとしては、子どもたちがこの場所に来なくても済むような日常の環境づくり、これが本来大切であり、それが根本的な問題の解決になるはずであります。ただ、それは一朝一夕ではいかないのです、まず、当面すべきは、今、現に生じている問題に対してどのように緊急に対策が取れるのだろうかというところに絞って、今回は答申をまとめさせていただいたというふうに理解をしております。

その時に、一つの考え方としては、これもご指摘のありましたように、禁止ではなくて、むしろハーム・リダクションというご紹介がありました。まさにそうした方向で私たちはこの答申を考えてきたのではないかなと思っております。

その中で特に大切なのは、ご指摘のあったように連携、縦の連携、横の連携です。この連携をいかに取っていくのかということが重要だと思います。そこには、ご指摘あったとおり、特に、この問題を考える時には、いかに寄り添うのかと同時に、まさに経済的な問題もあり、とりわけ食事という問題が大きくて、この食事という問題は経済的な問題プラス居場所の問題、両方に関わってくるので、一つの糸口になるのではないだろ

うかということのご指摘もありました。

最後に重要な点としては、こういったことを提言して、それを都のほうに実施を求め  
るわけではありますが、同時に、それがいかに効果的であったのかという効果検証ですよ  
ね、これもぜひ併せてやっていただきたいというところですよ。これも重要なご指摘  
かと思います。

今、頂いた意見を私なりに、ざっとですがまとめさせていただき、お話をさせていただ  
きましたが、さらに、委員の皆さまから追加をされたいご意見、あるいは、今日、もう最  
後になりますので、また、今後、この後、拡大専門部会がありますので、細かな具体的  
な言葉遣いとか文言につきましては、またこれから修正が入っていく可能性もありますが、  
取りあえず今日の段階で皆さま方から、いや、ここはやはりもう少し修正をしたほうが  
よいのではないだろうかというような点ですよ、個別な意見、ご提案等がありましたら、  
それも併せてご意見を賜ればと思っております。

まず、今、ざっと一通りご意見、コメントいただきましたが、ちょっとお話しされて、  
落ちていた点がありましたらそれを追加、それから、今回の答申の素案につきまして最  
後になりますので、もう少しここは修正をしたほうがよいのではないだろうかという個  
別の意見ですね、これがありましたらぜひお願いをしたいと思います。いかがでしょう  
か。後はフリーディスカッションに行きたいです。では、春野委員からお願いいたしま  
す。

- 春野委員 先ほど、土井先生のほうから加えていただいた「意図せずして被害に遭って  
しまい」という点ですけれども、相談でちょっと本当にたまたま被害に遭ってしまった  
十代の子がいました。明らかに被害を受けてのトラウマなんですね。これは答申に具体  
的に盛り込めということではなくて、私の相談の事例の1つで匿名です。この子は男の  
子なので、この間のジャニーズの報道などから、「ああ、自分もこれだ」ということが分  
かったようです。殴られたり蹴られたり暴力を受けたわけじゃないので、本人は被害者  
というふうに捉えてなかったけれども、被害者なんだっていうことが分かったというト  
ラウマ症状なんですね、状況としては。

それを、例えば「精神科とか、心療内科とか、カウンセラーとか、そういうところに行  
ったほうがいいんじゃないかな」と声掛けしても、そのためには保険証が必要で、保険証  
をもらって、この病院に行きたいと親に言わなくちゃいけない。親に言えない、言いたく



ないし、言えないので、病院に通うことができない。ああ、そういうことが子どもの場合はあるんだなと知った状況です。つまり、誰にも言えないっていうことの中身は、大人だったら誰にも言わないで自分で何かやることもあり得るんですけど、子どもはそういうふうに苦しむんだということが分かりました。

なので、子どもの被害には、ジャニーズ報道で、男の子の性被害も話題になったのですが、そういうこともたくさんあるんじゃないかなと、すごく思ったのですね。この議論の中で、私も補導件数とか、警察資料によればっていうことを念頭に置いて、こんなにあるんだっていうふうに思っていました。しかし、本当に数に出ているのは氷山の一角で、補導された人の数であって、この子の場合のように、来てみたら、優しいお姉さんに声掛けられてっていうふうなことでしたが、そういうことがたくさんあるんだなと思ったので、そこへの対策は、やっぱり必要だなと思いました。

その子が歌舞伎町に行って、また相談を受ける、例えば相談室があったとしても、そういう子は多分、もう、足を踏み入れたくないと思います。ですので、そういうところでなくても、この子は、うちの会に、無料で当事者は受けられますよという相談窓口の案内を見つけて相談してきたんですけども、安心できそうなところを、二次被害にならないような、安心できるようなところがたくさんあればいいなと思って、ちょっと急いで言わせていただきました。

それと、9ページの文言の「意図せずして」っていうのが、やっぱり気になります。そうすると、他の人は意図して行ったみたいに、感じちゃうんですね。意図せずして行った人と、意図して行った人っていう分け方があるようになるので、これは要らないんじゃないかなっていうふうに思います。「被害に遭ってしまい、それを誰にも話せず孤立感を深めている青少年も」、できたら、「も少なくないと推察できるので、彼らを受け止める相談も」っていうふうな形で続けていったらいいのでは。文言として、文章、そんなに細かいことにこだわっているわけではないですが、ちょっとこの「意図せずして」は、こだわりたい気がいたしました。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。今の点でも構いませんし、時間も限られていますので、他の点でも構いません。他の委員の方、いかがでしょうか。

○田村委員 別件でもよろしいでしょうか。

○土井部会長 はい、お願いします。

○田村委員 はい、すいません。今回、連携のことがたくさん出ていて、この連携というのは、すごくキーワードだと思うんです。9ページのところでは、青少年の対策の（１）（２）（３）ここに関係機関の連携ということがすごく出ています。

連携する時には、その扇の要じゃないんですけれども、中心となってコーディネートする機関とか、人とかってというのが必要だったりすると思うんですけれども、今、（１）だと「警視庁等の関係機関」と書いてあり、（２）だと「相談員を有する関係団体等」、（３）ですと、もっと関連企業だったりとかも、地元商店街とかも含めて、民間の方も含めてっていう民間団体ですか、当然、連携するところがそれぞれ違っているわけなんです。ただ、これらのコーディネートをするところってというのは、今回、ある程度入れる必要があるのか、ないのかとかっていうところは、ちょっと気になっています。全部、都ってということなのか、でも何か、ちょっとそれも難しそうな気もするので、ちょっとその辺を具体化しないと、これ、連携をしていくのに速やかにできづらいっていうところがあるかなと思いました。以上です。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。連携というのは放っておいたら連携取れないので、誰がイニシアチブを取るのかっていうことですね。ありがとうございます。これも重要な点ですね、確かに。

では、この点につきましても構いません。あるいは、それ以外でも構いませんが、ご意見ありますでしょうか。

○金子委員 では、本当に補足的になりますけど、先ほどの最初の文言、「意図せずして被害に遭ってしまう」の「意図せずして」を取るの賛成でございます。

なぜかというのと、意図してかどうかって本人からしたらすごく曖昧な切り分けでもありますし、これがないほうが良いと思います。仮に、何か闇バイトとかについて、やろうというふうに自分で思ってしまって巻き込まれてしまった子どもたちが、まるで相談してはいけない、僕は、じゃあ相談したら、もう逆に自分が捕まっちゃうんじゃないとか、自分はもう相談できるような立場じゃないんだってというような考えを与えてしまわないために、これは取ることに賛成でございます。

○土井部会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

具体的な文言につきましては、今日のご意見を踏まえまして、少し修正をさせていただいて、ただ、もう集まる機会はないのでメール審議でさせていただければと思っています。

ます。それを皆さまにご確認いただいた上で、拡大専門部会に臨むというふうに進めさせていただければと思っておりますので、他の点につきましても、何か細かな点でも構いませんので、何かご意見ありましたら引き続きお願いいたします。

恐らく、今の「意図せず」というところは、ほぼ合意があると思いますが、先ほど田村委員からご提案ありましたステークホルダーっていうか、連携の誰がイニシアチブを取るのかっていうのを、どういう形で入れるか、入れないかっていう話ですね。この点はいかがでしょうか。

○小西委員 すいません。連携の上でのコーディネートがどうかって、そのところはちょっと検討する必要があるかもしれませんけれども、「若ナビα」のような現在でも行っているつながりの仕組みっていいですか、そういうところもいろいろな社会資源についていろいろと把握されたり、これまでのご経験があると思います。ですので、そういうところもうまく活用しながらつなげていくっていうんですか、そういうことができるかなと思いました。

あと、もう1点、非常に細かくて申し訳ないのですが、9ページの第4、1（1）の3行目の「例えば第4の1（2）」の（2）の2、ここは全角なんですけど、他が半角になっているので、これは統一をされたほうがいいかなと思いました。はい、以上です。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

このイニシアチブをどう取るのかという問題は、多分これは都の関わり方の問題に関わってくると思うので、せつかくですので、都としては、何かご意見があればお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○都民安全課長 事務局でございます。基本的に、第4の頭で、「都の青少年行政を所管する生活スポーツ局が取る対策」と一応書いているというところもでございます。もちろん連携の時にどこが中心になるのかというのは、その都度違うところではあると思うんですが、多分、そう書かれている以上、何かしらわれわれとしてやっていくところにもなるかとは思いますが、ですので、それぞれ何か違う主体が中心となるということではなくて、一応、縦の串としては、都が多分中心になろうというところは示されているかなと思います。都としては、もし仮にこういう答申を出していただきましたら、恐らくそういう動き方になるのではないかなと思います。

○土井部会長 はい、分かりました。では、何か、それは念頭に置いているということなの

で、だから、それをもう少し分かるように文言に明示化するかどうかということですね。これも少し検討させていただいて、どういう形で文言に盛り込むかどうか、皆さまにまた素案の修正案をお諮りしたいと思いますのですが、田村委員、それでよろしいでしょうか。

○田村委員 はい、ありがとうございます。結構でございます。

○土井部会長 ありがとうございます。

さて、他はいかがでしょうか。大体、皆さま、もうご納得いけるような素案になっていますでしょうか。

○金子委員 土井先生、ご質問というか、すいません、私が勉強不足で恐縮なんですけれども、相談窓口を知らしめていくという活動もここに含まれているというふうに認識をしています。この点、実際に犯罪行為に関わってしまった子どもたち、それこそ本当は関わりたくなかったけどお金がないから仕方なくとか、あるいは、先輩に、あるいは「ト一横」で知り合った人とかに強制的に巻き込まれてしまって、ほぼ恐らく構成要件に該当するようなことに関わってしまったという子どもでも相談していいんだよということを、多分併せてメッセージを出さないといけないと思います。大体、若い子たちの話を聞くと、そんな相談をしたら絶対捕まるから無理に決まってるじゃんっていうことで終わってしまって、実際にそういう相談窓口にとどり着かないという事例が結構あるのではないかなというふうに思っております、そこのメッセージ出しをどんなふうに調整していくのかなと思っています。私もちょっと勉強させていただきたかったところで、もし何かお考えございましたらと思ひまして。これまでその言い方はこんなふうにはしていませんか。

もちろん年齢によっては、実際にその子は捕まらないような扱いでできるという分類もあるはずだとは認識しているんですけど、すみません、お教えいただければ助かります。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。刑事司法の手続きと、それから相談とか支援の流れとが重なる部分もあるし、ふ分けをしないといけない部分もあるし、なかなか難しいことだと思うんですが、小西委員が一番ご専門だと思うので、何かコメントがあればお伺いしたいんですが。

○小西委員 伝え方ということですか。

○土井部会長 そう、だから、後ろめたさがある時に相談に来てもいいんだよ、相談に来た

からといって、そこで…

- 小西委員 だから、要するに、相談相手が、かつちりした警察とか行政とか、そういう窓口だと、まず来ないですよ。基本的には、やはり民間団体とか、同じようなスタンスの方であれば、やはり安心感を持って来るといえることがあるかと思えますし、また、そうでなくても、やはり問題が大きいほど、やはり他の人にはしゃべれないっていうんですかね、話せないっていうこともあるかと思えます。先ほども金子委員がおっしゃられていたように、まさにそういうことがあると思うので、そこは何か向こうから来るような、例えば、アウトリーチのような形で民間団体とか、同じようなスタンスの人が来るといえることが、一番話すきっかけになりやすいのではないかなと思います。自分のことを分かってくれるような存在っていうんですか、安心感が持てるような方との間の関係ってというのが特に大事かなと思いますね。
- 土井部会長 恐らく、公的機関としては、そういう後ろめたさがあって、相談に行って、公的機関がその後ろめたさの中身をやっぱり知ってしまうと何もしないわけにいかないとは思うんですよ。なので、そこは逆に、民間の団体をどう活用できるかっていうところに関わってくるのかなって思いますよね。
- 小西委員 例えば、薬物であれば通報義務が出てきたりするのです。
- 土井部会長 そうですね。
- 小西委員 そうなると、やはり難しいだろうなとは思いますがね。
- 杉浦委員 すいません、杉浦です。
- 土井部会長 はい、お願いします。
- 杉浦委員 はい。子どもの、弁護士会の子どもの相談の窓口とか、そういったところをぜひPRしていただきたいと思います。法律に触れるかどうかという辺り、一番、そのところで理解できていると。ただ、子どもを守るという視点で福祉につなげることもできるし、最悪、司法に関わらなきゃいけない場合にも弁護士が盾になって、子どもをそちらに導くこともできます。弁護士の110番みたいなところというのは子どもの味方になるというところをうまくお伝えができたかなと思っております。
- 土井部会長 はい、ありがとうございます。まさに、弁護士の方々は被疑者の代弁者であるので、そういったところを有効に活用していただくということは、確かにおっしゃるような有益かなと思いますね。

金子委員、よろしいでしょうか。なかなか難しいところですが。

○金子委員 はい、ありがとうございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間が迫っているのですが、何かそれ以外でお話をされたいことはありますでしょうか。

冒頭でも申し上げましたが、これも大滝委員からもお話ありましたけれども、今の子どもたちってどちらかというと、さっき申し上げたように不満というよりは不安が強い、だとするとすれば、多分、求めているのも解放されたいってということよりも、むしろ自分が認めてもらいたいとか、承認されたいとかって、そういう欲求なのかなと思います。ただ、そこをどうやってうまく私たちがすくい取ることができるだろうかというところが多分要になるのかなというふうに思っております。

では、この後、今承りました修正意見等を踏まえまして、もう一度再検討をさせていただき、その後の修正案につきましてはメールでご審議をお願いしたいと思います。そこで皆さまのご了解が取れたものを今度、拡大専門部会に提出をしたいと思っております。

では、今日はどうもありがとうございます。

では、最後に、生活安全担当局長からごあいさつを頂戴できると伺っておりますので、ごあいさつをお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○生活安全担当局長 皆さん、どうもお疲れさまでした。生活安全担当局長の竹迫でございます。本日も、大変お忙しいところをご参加いただきありがとうございます。今回は、青少年問題協議会では、青少年の犯罪被害等が問題となっております「トー横」を念頭に置きまして、犯罪被害等のリスクを抱える青少年への支援をテーマとして取り上げていただきました。このテーマは「トー横」の詳細な実態が現時点では必ずしも明確には把握できていないということや、全国からトー横を訪れる青少年の背景事情が非常に複雑多岐にわたっているということなどから、取りまとめが非常にちょっと困難であったと、そういうふうに事前に私も前任者から聞いておりましたけれども、専門部会の皆さまにおかれましては、本年1月の総会以降、非常にお忙しい中、このテーマに正面から取り組んでいただきまして、活発な議論をいただき、各位のご専門に基づくご意見、ご指摘をいただきました。特に、部会長におかれましては、円滑な議事進行に非常にご尽力いただきまして、本当にどうもありがとうございました。各委員からも非常に活発なご発言

をいただき、非常に答申素案として網羅的で、かつバランスの取れたものになっているのではないかと、事務局としては考えております。心からお礼を申し上げます。

今後の手続きにつきましては、既にご説明させていただいておりますけれども、取りまとめていただきました答申素案につきましては、7月21日の拡大専門部会で審議をいただきまして、総会で知事への答申ということにさせていただきたいと考えております。

私どもといたしましては、素案に盛り込まれました施策、ご提案につきましては、これを実現しないとはっきり何の意味もないということでございますので、一日でも早く実現できるように全力を尽くしてまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻をいただければ非常にありがたいと考えております。

本日も含めまして、非常にありがとうございました。

○土井部会長 ありがとうございました。

では、最後に事務連絡があるかと思っておりますので、事務局からお願いいたします。

○都民安全課長 はい、事務局でございます。次回の拡大専門部会の日程につきましては、今、竹迫からも話ございましたが、7月21日金曜日の午後3時半から第一本庁舎北塔34階のこの34A会議室で予定しております。拡大専門部会では、答申案について、青少年問題協議会全体として意見交換を行いまして、ご意見を頂戴した上で、青少年問題協議会の答申案として取りまとめまして、その後、知事に対して答申を行うといった流れとなっております。

説明は以上でございます。

○土井部会長 はい、ありがとうございます。では、これをもちまして青少年問題協議会第5回専門部会を閉会させていただきます。ご出席いただきました委員の皆さま、どうもありがとうございました。

午後0時2分閉会